

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 2 年度
計画主体	一宮町

一宮町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 一宮町都市環境課
所 在 地 千葉県長生郡一宮町一宮 2457 番地
電 話 番 号 0475-42-1430
F A X 番 号 0475-40-1075
メールアドレス kankyou@town.chiba-ichinomiya.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル（アカゲザル・交雑種）、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キョン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、ドバト
計画期間	令和3年度～令和5年度
対象地域	一宮町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和元年度）

鳥獣の種類	被害の現状		
	品 目	被害数値	
		金額	面積
イノシシ	稲、たけのこ	83千円	0.03ha
ニホンジカ	—	—千円	— ha
ニホンザル	—	—千円	— ha
ハクビシン	稲、豆類、果樹	325千円	0.07ha
タヌキ	—	—千円	— ha
アライグマ	稲、果樹	555千円	0.10ha
キョン	—	—千円	— ha
カラス	豆類	50千円	0.02ha
ムクドリ	—	—千円	— ha
ヒヨドリ	—	—千円	— ha
キジ	—	—千円	— ha
ドバト	—	—千円	— ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

イノシシ

年間を通じて梨畑や水田の掘り起こし被害を受けている。被害区域は山間部に多く、捕獲数が年々増加している。

ニホンジカ

現時点においては、農作物等の被害はないが、綱田地区及び山間部に生息していることが確認されているため、今後被害の発生が想定される。

ニホンザル、キョン

農作物等の被害はないが、目撃情報があることから、今後被害の発生が想定される。キョンの捕獲数については年々増加している。

ムクドリ、ヒヨドリ、ドバト

農作物等の被害はないが、今後被害の発生が想定される。

ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス、キジ

年間を通して畑作物全般に被害が及び、生息区域は町内全域に及ぶ。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和元年度）		目標値（令和5年度）	
イノシシ	83千円	0.03ha	58千円	0.021ha
ニホンジカ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ニホンザル	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ハクビシン	325千円	0.07ha	228千円	0.049ha
タヌキ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
アライグマ	555千円	0.10ha	389千円	0.07ha
キョン	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
カラス	50千円	0.02ha	35千円	0.014ha
ムクドリ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ヒヨドリ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
キジ	－千円	－ ha	0千円	0.0ha
ドバト	－千円	－ ha	0千円	0.0ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ被害防止対策として、箱わなによる捕獲を長生郡市猟友会一宮支部や農業者の協力により実施してきた。箱わなによる捕獲を強化するため、町の単費や千葉県の補助事業を利用して大型箱わなを購入し、頻繁に出没する箇所へ設置する。 〔わな整備状況〕 大型箱わな 平成29年度 5基 平成30年度 5基 令和元年度 5基 令和 2年度 2基 くくりわな 平成27年度 15基	捕獲従事者の高齢化が進んでいることから、担い手の育成確保が急務となっている。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置を地区（農家組合）で実施してきた。（管理は地区） 〔防護柵整備状況〕 電気柵 平成26年度 1,330m	電気柵を設置している田畑の農作物被害は無くなったが、電気柵を設置していない田畑で農作物の被害が発生している。

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

生息環境整備を主とし、防護柵等による農作物の防護、捕獲による有害獣の個体数の削減など総合的に取組む。

- ①生息環境整備のため、えさとなる農作物等残さ等の適正処理及び隠れ場所となる耕作放棄地の解消に取り組む。
- ②防護柵について、国・県補助事業等を活用し、効率的な設置、適正な管理を徹底して行く。
- ③狩猟免許について、被害を受けている農業者等の取得を促進し、捕獲等の担い手確保を図る。
- ④捕獲について、国・県補助事業等を活用し、わなを協議会や町で購入して捕獲等の担い手に貸付する。
- ⑤大型獣及び鳥については、銃とわなによる捕獲を猟友会及び捕獲等の担い手により近隣市町村と連携して推進する。

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

捕獲等の担い手（狩猟免許所持者）によるわな捕獲等を実施していく。

大型獣及び鳥については、長生郡市猟友会一宮支部を中心として銃とわなによる捕獲を推進する。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キョン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、ドバト	捕獲用わなを協議会や町で購入し、捕獲等の担い手に貸付して捕獲を図る。 農業者等に狩猟免許の取得を推進し捕獲等の担い手の育成確保を図る。
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
目撃情報及び、被害地域からの聞き取り調査等に基づき計画している。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度
イノシシ	80 頭	80頭	80頭
ニホンジカ	5 頭	5頭	5頭
ニホンザル	1 頭	1頭	1頭
ハクビシン	50 頭	50頭	50頭
タヌキ	10 頭	10頭	10頭
アライグマ	100 頭	100頭	100頭
キョン	70 頭	70頭	70頭
カラス	150 羽	150羽	150羽
ムクドリ	150 羽	150羽	150羽
ヒヨドリ	150 羽	150羽	150羽
キジ	50 羽	50羽	50羽
ドバト	150 羽	150羽	150羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
安全性等を考慮し箱わなを中心とした捕獲を実施する。また、くくりわなや銃器等による捕獲も進めていく。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし。

(注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
該当なし	被害状況の推移を確認しつつ、許可権限委譲について検討を進める。

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成 19 年法律第 134 号。以下「法」という。）第 4 条第 3 項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
イノシシ	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m	電気柵 1,000m
ニホンジカ			
ニホンザル			
ハクビシン			
タヌキ			
アライグマ			
キョン			

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
- 2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和3年度	イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、キョン、カラス、ムクドリ、ヒヨドリ、キジ、ドバト	生息環境整備 ・えさとなる農作物等残さの適正処理を推進する。 ・放任果樹等の適正管理を推進する。 ・隠れ場所となる耕作放棄地等の解消に取り組む。
令和4年度	同上	同上
令和5年度	同上	同上

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
一宮町	関係機関との連絡・調整、情報収集、緊急時の現場対応、平常時の注意喚起
茂原警察署	住民の安全確保（避難誘導、広報、交通整理、規制）、関係機関への連絡、緊急時の現場対応
一宮地区防犯組合連合会	茂原警察署との連携による対策の支持指導
一宮町有害鳥獣対策協議会	協議会の委員（捕獲等の担い手）となっている、長生郡市猟友会一宮支部員により捕獲等を行う。
長生郡市猟友会	緊急時の現場対応
千葉県	指導・助言

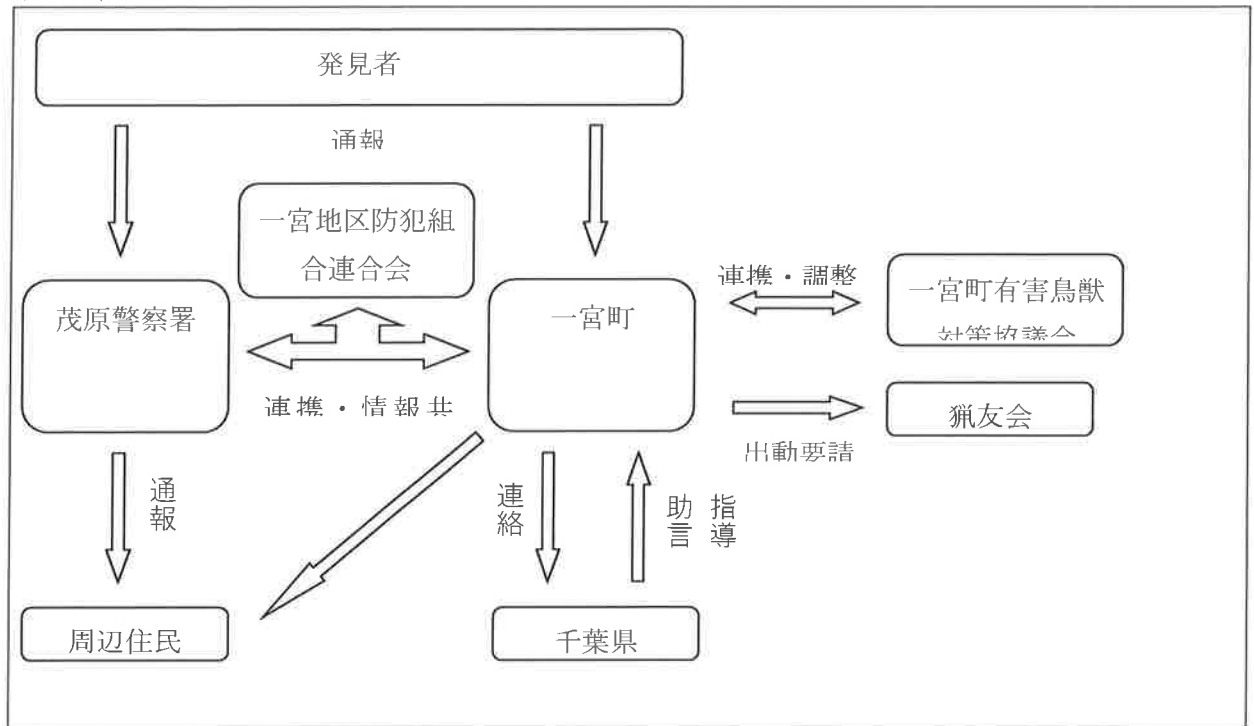
(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれが

ある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

環境衛生センターで焼却処理を行う。

アライグマについては、千葉県アライグマ防除実施計画に基づき実施する。

(注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その有効な利用に関する事項

捕獲した鳥獣の有効利用するための施設の整備や活用方法等については、今後検討していく。

(注) 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	一宮町有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
一宮・岬梨組合	被害情報の提供 生息環境整備 防護 有害鳥獣の捕獲実施
農家組合	被害情報の提供 生息環境整備 防護 有害鳥獣の捕獲実施
区	被害情報の提供 生息環境整備 防護 有害鳥獣の捕獲実施
長生農業協同組合 一宮支所	被害、対策情報等の提供 防備対策の技術指導及び協力
長生農業協同組合 農産園芸部園芸販売課	被害、対策情報等の提供 防備対策の技術指導及び協力
わかしお農業共済組合 長生NOSA I センター農産課	被害、対策情報等の提供 防備対策の技術指導及び協力
一宮町経済常任委員会	施策の立案・対策の実施指導 被害実態調査
一宮地区防犯組合連合会	施策の立案・対策の実施指導 被害実態調査
長生郡市猟友会 一宮支部	被害、対策情報等の提供 有害鳥獣の捕獲実施
千葉県鳥獣保護管理員	生息情報の提供
一宮町都市環境課	協議会に関する連絡調整 被害実態調査 生息環境整備の推進 施策の立案・対策の実施指導 捕獲許可申請

(注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
千葉県野生鳥獣対策本部	情報提供
千葉県長生農業事務所	耕作放棄地対策に係る指導 農作物残さの適正処理に係る指導 情報提供、その他必要な援助
千葉県長生地域振興事務所	捕獲許可に係る指導 情報提供、その他必要な援助

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。
2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣による農作物等への被害が増加傾向であることから、令和3年度以降の設置に向けて、現在、長生郡市猟友会一宮支部や農業者等と検討調整を行なっている。

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

—

- (注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

生息環境整備を重点とした対策を、地域全体で取り組む必要がある。
農業者等の被害防止に対する意識の向上が必要である。
近隣市町村の協議会及び千葉県と連携を強化し対策に取り組む必要がある。

- (注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。